

秋田県地域がん登録事業実施要領

1 目的

本県のがんの罹患の実態を登録し、これを追跡調査することにより疾病構造の変化を明らかにする。特にがん予防推進及びがん医療の向上を図るための重要な基礎資料とし、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業は一般社団法人秋田県医師会及び県内各医療機関の協力を得て秋田県が実施する。

3 秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会の協力

本事業は、医療上の基本にふれる問題があるため、業務の厳正を期するものとし、実施にあたっては、「秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会」（以下「がん登録部会」という。）の指導、助言を得て事業を推進するものとする。

4 業務委託

本事業を円滑に推進するために、業務を公益財団法人秋田県総合保健事業団に委託する。

5 登録の対象及び範囲

登録の対象は、医療機関からのがん患者についての情報及び市町村からの死亡情報とする。

6 登録の方法

(1) がん罹患者の届出

県内に所在する医師は、がんを診断したときは、悪性新生物患者届出票に所要事項を記載の上、県に提出するものとする。

(2) 死亡調査

保健所は、死亡小票を複写し、県に提出するものとする。

(3) 登録データの作成

ア 公益財団法人秋田県総合保健事業団は、「疾病登録室」において届出票をもとにがん登録部会の指導を受け、マスターの作成及び資料等の作成を行うものとする。

イ がん登録部会は、作成されたマスター及び資料等から、罹患率、有病率、生存率、受療率、治療方法等の疫学的に必要な解析を行うとともに、これらの資料を疫学研究に資するため、医療機関等にも情報提供を行うものとする。

また、がん登録事業に関連する調査研究（健康診査の死亡率減少に対する寄与度等の解析等）も行うものとする。

(4) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要に応じ、医療機関の協力により出張採録を行うものとする。

7 秘密の保持

本事業に関連して得た個人に関する情報は他に漏らしてはならない。県はデータ紛失、損傷等、プライバシー保護のため情報管理の責任を持つものとする。

8 資料の提出

本事業で得た情報の提出を求められた場合は、がん登録部会の承認を受けるものとする。

9 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は、がん登録部会と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間の登録の対象及び範囲は、胃がん及び大腸がんとし、診断時の届出は胃がん患者届出票及び大腸がん患者届出書によることとする。
- 3 「秋田県胃がん登録事業実施要領」及び「秋田県大腸がん登録事業実施要領」は、平成18年3月31日で廃止する。
- 4 平成19年3月13日改正。
- 5 平成25年4月1日改正。
- 6 平成27年12月1日改正。
- 7 平成28年7月1日改正。

